

## 令和6年度介護報酬無改定に関するパブリックコメント

### 訪問介護の基本報酬の引き下げについての意見

介護事業所の現場では、介護職員の人手不足が深刻化している現状の中、特にヘルパーの人手不足は他のサービスに比較して深刻な状況です。事業所の倒産件数も上昇している状況下で、基本報酬減額はありえないといえる。

介護報酬の改定にあたって、「介護経営実態調査」により報酬単価を導いていますが、実態調査に回答している事業所は大手事業所が中心で、小規模事業所の経営実態が反映できてはいないのではないかと疑問です。実践現場の感覚とは乖離していると言わざる負えない。

処遇改善加算の一本化によって、最上位の加算率はアップするが、介護事業所の全てが最上位の加算を取れるわけではなく、特に小規模事業所は処遇改善加算の算定が難しい事業者も多く、最上位の処遇改善加算に該当する介護事業所の割合は少ないのではないかと思います。

基本報酬を引き下げれば事業の維持管理への影響が大になり、休廃止する小規模事業所が増加する懸念があります。そうなれば、利用者が一番影響を受け、介護を受けられなければ健康状態も悪化します。地域の中で、顔の見える在宅介護は大切ではありませんか。

訪問介護の最大の問題はヘルパー不足で、特に若年層の人材が集まらない実態。解決するためには、コロナ禍や物価高騰の影響を受けている訪問介護事業の経営改善と職場環境を整え、処遇改善や生産性向上を取組める力を付けさせることが必要である。

在宅介護のなかで、訪問介護の充実は不可欠であります。今回の基本報酬の引き下げは、地域包括ケアシステム・共生社会の推進といえるのでしょうか。